

熊本県公報

第 1 1 7 0 4 号
平成 20 年 6 月 9 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………(") 1
- 生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の休止……………(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(社会福祉課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 4
- "……………(") 4

公 告

- 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 5
- 土地改良事業の工事完了……………(") 5
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 5
- 第 3 回川辺川ダム事業に関する有識者会議の開催……………(川辺川ダム総合対策課) 5
- 団体営土地改良事業施行の適否決定……………(農村計画・技術管理課) 6

告 示

熊本県告示第 561 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
松原歯科医院	上天草市松島町合津 3187-2	平成 20 年 3 月 1 日

(訪問看護ステーション)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
永寿会訪問看護センターひまわり	天草市今釜町 3412-6	平成 19 年 9 月 1 日
ライフケア訪問看護ステーション	玉名市滑石 2305-4	平成 20 年 1 月 1 日

熊本県告示第 562 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
本渡クリニック	天草市亀場町亀川 1654-1	平成 20 年 4 月 8 日
ちとせ眼科	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-7	平成 20 年 4 月 30 日

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
長洲山内歯科	玉名郡長洲町長洲 2643-1	平成 20 年 4 月 1 日

(薬 局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
エリア調剤薬局旭中央通店	八代市旭中央通 18-4	平成 20 年 4 月 1 日
植木あおぞら薬局	鹿本郡植木町植木 186-1	平成 20 年 4 月 1 日
光の森 7 丁目薬局	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 41 番 18	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 563 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
佐々木整形外科医院	名 称		平成 16 年 3 月 31 日
	佐々木整形外科	佐々木整形外科医院	

熊本県告示第 564 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
富塚歯科クリニック	阿蘇市黒川 1352-1	平成 19 年 11 月 2 日
長洲ハロー歯科診療所	玉名郡長洲町長洲二の割 2643-1	平成 20 年 3 月 20 日
松原歯科医院	上天草市松島町合津 3187-2	平成 20 年 1 月 7 日

熊本県告示第 565 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬 局)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
合資会社イサミ薬局	鹿本郡植木町植木 193	平成 19 年 2 月 28 日

熊本県告示第 566 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リラックスプラン居宅介護支援事業所 菊池市大琳寺 292 番地 5	株式会社 river	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 567 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアビレッジならの郷居宅介護支援事業所 山鹿市鹿校通二丁目 5 番 52 号	医療法人滄溟会	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 568 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所みのり 八代市郡築四番町 40 番地 8	株式会社みのり	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 569 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1257-4	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257-4	平成 20 年 4 月 9 日
阿蘇さくら草 阿蘇市内牧 329 番地	株式会社阿蘇さくら草 阿蘇市西湯浦 610 番地 8	平成 20 年 4 月 21 日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターなごみ 天草市河浦町宮野河内 255 番地	株式会社なごみ 天草市河浦町宮野河内 1560 番地 1	平成 20 年 4 月 14 日
デイサービス春風 八代市高下西町 1760	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 35-2	平成 20 年 4 月 1 日

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
えんぜるはあと 人吉市鬼木町 1469 番地 3	株式会社ライフケアプランニング 人吉市鬼木町 1469 番地 3	平成 20 年 4 月 8 日

（小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1327-1	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257-4	平成 20 年 4 月 9 日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1257-4	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257-4	平成 20 年 4 月 9 日
阿蘇さくら草 阿蘇市内牧 329 番地	株式会社阿蘇さくら草 阿蘇市西湯浦 610 番地 8	平成 20 年 4 月 21 日
訪問介護センターうさぎさん	有限会社典山會	平成 20 年 4 月 4 日

球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	
----------------------	----------------------	--

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターなごみ 天草市河浦町宮野河内 255 番地	株式会社なごみ 天草市河浦町宮野河内 1560 番地 1	平成 20 年 4 月 14 日
デイサービス春風 八代市高下西町 1760	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 35-2	平成 20 年 4 月 1 日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
えんぜるはあと 人吉市鬼木町 1469 番地 3	株式会社ライフケアプランニング 人吉市鬼木町 1469 番地 3	平成 20 年 4 月 8 日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1327-1	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257-4	平成 20 年 4 月 9 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
えんぜるはあと 人吉市鬼木町 1469 番地 3	株式会社ライフケアプランニング 人吉市鬼木町 1469 番地 3	平成 20 年 4 月 8 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
えんぜるはあと 人吉市鬼木町 1469 番地 3	株式会社ライフケアプランニング 人吉市鬼木町 1469 番地 3	平成 20 年 4 月 8 日

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所桃の花 八代市鏡町両出 1257-4	有限会社八代河内石材 八代市鏡町両出 1257-4	平成 20 年 4 月 9 日

熊本県告示第 570 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択抜による。
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 571 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択抜による。
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第428号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長浦田勝から平成20年5月16日付けで申請のあった定款変更については、平成20年5月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成20年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第429号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	玉名	平成20年1月17日	平成20年3月27日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	鯨油	平成20年1月17日	平成20年3月27日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	石田	平成20年1月17日	平成20年3月27日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	共和	平成20年1月17日	平成20年3月28日	玉名市土地改良区

熊本県公告第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市相良町字一丁田1196番、同1196番2、1199番、同1211番6、同1218番1、同1218番3、同1219番、同1220番1、同1224番1、同1226番1
3,881.26平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
人吉市上青井町140番地
株式会社エムシィス

熊本県公告第431号

第3回川辺川ダム事業に関する有識者会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時

- 平成 20 年 6 月 10 日 (火)
午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- 2 開催場所
東京都千代田区平河町二丁目 4 番 3 号
ホテル ルポール麹町 3 階 エメラルド
 - 3 議題
(1) 治水について
(2) その他
 - 4 傍聴者の定員
15 人
 - 5 傍聴手続
(1) 川辺川ダム事業に関する有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課
電話番号 096-333-2139

熊本県公告第 432 号

八代市長 坂田孝志から協議のあった北原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 20 年 6 月 2 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
北原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 6 月 10 日から平成 20 年 7 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所